

## 社会福祉法人くわの福祉会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くわの福祉会（以下「福祉会」という）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 福祉会の役員に次の報酬を支払う。

2. 報酬の額は、次の額とする。

理事長	月額	200,000円とする。
副理事長	月額	120,000円とする。
理事	月額	10,000円とする。
使用人兼務理事		職員給与を優先し役員報酬は支給しない。
監事	月額	10,000円とする。

### (改正)

第3条 この規程についての変更、改正、廃止は、評議員会で定めるものとする。

附則 1. この規程は、平成12年8月1日より施行する。

附則 2. この規程の変更は、平成16年10月2日より施行する。

附則 3. この規程の変更は、平成26年11月22日より施行する。

附則 4. この規程の変更は、平成29年6月17日より施行する。

## 理事長報酬についての算定根拠（基準）について

### 1. 理事長報酬額

月額 200,000円

（役職員共済法人負担分・通勤手当については当該支給規程の基づき別支給）

### 2. 支給限度額

年額 2,400,000円以内

（役職員共済法人負担分・通勤手当については当該支給規程の基づき別支給）

### 3. 支給条件

当該月の1日以上の上在籍

### 4. 職務活動時間

1日：8時間、1週：3～4日、月 12.5日（月稼働 100時間）

### 5. 1時間当たりの単価について

2,000円とする。

### 4. 時給2,000円の根拠について

理事・監事の算出根拠に基づく。

附則 1. この基準は、平成29年6月17日より有効する。

## 副理事長報酬についての算定根拠（基準）について

### 1. 副理事長報酬額

月額 120,000円

（役職員共済法人負担分・通勤手当については当該支給規程の基づき別支給）

### 2. 支給限度額

年額 1,440,000円以内

（役職員共済法人負担分・通勤手当については当該支給規程の基づき別支給）

### 3. 支給条件

当該月の1日以上の上在籍

### 2. 職務活動時間

1日：5時間、1週：3日、月 12日（月稼働 60時間）

### 3. 1時間当たりの単価について

2,000円とする。

### 4. 時給2,000円の根拠について

理事・監事の算出根拠に基づく。

附則 1. この基準は、平成29年6月17日より有効する。

## 理事・監事報酬についての算定根拠（基準）について

1. 理事・監事報酬額  
月額 10,000円
2. 支給限度額  
年額 120,000円以内
3. 支給条件  
当該月の1日以上の有籍
4. 支給対象の責務  
支給当該月の理事・監事の責務の履行
5. 算出根拠について
  - 1) 理事・監事の責務を履行するための活動時間の標準について  
役員責務に対する活動や会議参加での所要時間について、月5時間を標準とする。
  - 2) 理事・監事の時給について2,000円とする。
  - 3) 1) 2) から理事・監事の報酬算出額を10,000円とする。

附則 1. この基準は、平成29年6月17日より有効する。